

令和4年5月25日

第161回 遠野市農業委員会総会議事録

第161回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年5月13日、5月23日
告示番号 遠野市農業委員会告示第8号、第9号
会議年月日 令和4年5月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康、9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、
11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、15番 多田登、
16番 小向幸子、17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 5番 菊池秀樹、7番 綱木秀治、14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

農地係長 多田由香子

本日の案件 第161回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地専門委員会に付議した事項について
報告第3号 遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正に係る専決処分の報告について
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第8号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第11号 令和3年度遠野市農業委員会業務報告書について
議案第12号 農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについて

開会時刻 午後2時

議	長	<p>それでは、時間前ではございますけれども、ただいまから総会を進めてまいりたいと思います。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を13番、佐々木泰文委員、お願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第161回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、5番、菊池秀樹委員、7番、綱木秀治委員、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。 5月18日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に事務局長と参加してございます。 5月20日、遠野市農業再生協議会通常総会。会長職務代理者に出席をお願いしたところでございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>経過報告書に基づいて報告いたします。 5月9日、農地法等申請締切日でした。 5月12日、令和4年度第2回農地専門委員会。同日、令和4年度第2回(臨時)遠野市農業委員会運営委員会。 5月13日、農地転用等現地確認調査。 5月23日、令和4年度第3回遠野市農業委員会運営委員会。 本日、第161回遠野市農業委員会総会でございます。 5月26日以降の主な行事予定です。 5月30日、令和4年度遠野市農林水産振興協議会総会。 5月31日、本県選出国會議員への政策要請及び令和4年度全国農業委員会会長大会。同日、遊休農地解消活動、エゴマの播種を予定しております。 6月1日から7日まで、利用意向調査後の現地確認ということでそれぞれ実施します。なお、6月7日の附馬牛地区において、時間が9時となっておりますが午後1時半に訂正をお願いします。 6月7日から17日まで、令和4年6月遠野市議会定例会が開催されます。 6月9日、農地法等申請締切日。 6月16日、農地転用等現地確認調査。予備日として6月17日。 6月22日、令和4年度第3回遠野市農業委員会運営委員会。 6月24日、第162回遠野市農業委員会総会。同日、令和4年度第1回農業者年金加入推進委員会。令和4年度第2回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。それから、農地パトロール出発式がございます。 6月下旬作業として遊休農地解消活動としてエゴマ定植を予定しております。 以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事	務	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会</p>

議 長	<p>規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は2件です。内容は備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番、2番とも、子が相続です。</p> <p>今後については、番号1番は自己管理、番号2番は自己耕作です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。5月12日に開催した第2回農地専門委員会で協議した、(1) 遠野市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について、(2) 令和4年度農地パトロール(利用状況調査)について、(3) 利用意向調査後の現地確認について。以上の3点について協議した結果を佐々木義弘委員長から報告を受けましたので、私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>1点目、遠野市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正については、荒廃農地調査が令和3年度から利用状況調査と一本化されたことから一部改正を行うこととしたい、というものでした。</p> <p>2点目、令和4年度農地パトロール(利用状況調査)については、6月24日、金曜日、午前9時から出発式を開催して活動のPRを行ない、その後、説明会、検討会、総会を開催。7月1日から12日までの日程で遠野市農業再生協議会耕作放棄地部会の構成団体とともに実施することとしたい、というものでした。</p> <p>3点目、利用意向調査後の現地確認については、令和3年10月26日付けで利用意向調査を发出した農地28筆の農業上の利用の増進を図る旨の意思表示があった場合と、所有者等から意思の表示がない場合について、6月1日から6月10日まで現地確認を実施したい、というものでした。</p> <p>なお、1点目の遠野市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領一部改正については、次の報告第3号で報告となります。2点目の令和4年度農地パトロール(利用状況調査)についてと3点目の利用意向調査後の現地確認については、その他で事務局から説明いたさせます。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地パトロール(利用意向調査)実施要領の一部改正に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>2ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地パトロール(利用意向調査)実施要領の一部改正に係る専決処分の報告について。遠野市農業委員会農地パトロール(利用意向調査)実施要領の一部改正について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>別添の資料をご覧いただきたいと思います。赤文字の新旧対照表について説明します。改正された部分は、荒廃農地調査が令和3年度から利用状況調査と一本化されたことから、第1条第1項中段の「荒廃農地調査」、第3条第1項の「荒廃農地調査」、第3条第1項第1号の「荒廃農地調査」を削除しました。また、第2条第1項の「農地パトロール月間」を「農地パトロール(利用意向調査)の実施」に改めました。最後に、全体の文言整理等体裁を整え改正いたしました。</p> <p>詳細については別紙1ページから4ページの新旧対照表、5ページから7ページには改正後の要領を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p>

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いましたが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に15番、多田登委員、16番、小向幸子委員、会議書記には事務局、多田由香子農地係長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農地係	長	<p>3ページ、4ページです。第161回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計3件、22,926㎡。</p> <p>利用集積、今月計9件、50,438.85㎡。</p> <p>法第4条、申請なしです。</p> <p>法第5条、今月計3件、1,457㎡。</p> <p>適用外、申請ありません。</p> <p>法第18条第6項、ありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農地係	長	<p>5ページです。議案第7号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は県外から移住し、新規就農のため売買により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は規模縮小のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>農地利用最適化推進委員の林崎恵美子です。5月13日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員3名で現地確認をいたしました。場所は■■■■■■、どれも問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

10番委員	10番、鈴木です。2番と3番の件ですけれども、譲受人は耕作面積が643㎡しかない方ですけれども、1万㎡以上の面積を譲り受けるわけですが、間違いなく農地を管理できるということですか。
農地係長	お答えいたします。譲受人、譲渡人はどちらも農地所有適格法人であります■■■■■■■■■■の構成員で、譲受人につきましては農地を■■■■■■■■■■に貸し付けている方です。本来であれば、農地を取得する場合には自ら耕作というのが許可要件の中で定められている事項であります。農地所有適格法人の構成員同士の所有権移転に関しては、自ら耕作しないで貸し付けている農地所有適格法人が引き続き耕作を行う場合に限り所有権移転を認めるというのが農地法の処理基準、農林水産事務次官の通達で認められている部分です。それに該当し、今回の所有権移転ができるというものであります。
議長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第3】 日程第3、議案第8号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	6ページです。議案第8号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。 あっせんの申出内容につきましては、売渡しの申出でありまして、詳細につきましては記載のとおりであります。本件のあっせん委員として千葉勝義委員、佐々木美智子農地利用最適化推進委員の2名を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。 【日程第4】

議 長	<p>日程第4、議案第9号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>7ページ、8ページになります。議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は9件で、新規が7件、更新が2件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号2番、更新です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間6年6カ月の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号7番、更新です。</p> <p>番号8番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間12年の使用貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第10号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、風力発電施設の設置工事に伴う道路施工に係る仮設事務所等の設置を目的とする一時転用です。これは追認案件であります。一時転用期間は9カ月です。今年4月に農業委員会事務局に、農地に現場事務所を設置しているとの情報が寄せられたため、事務局で現地を確認し当該事業者に対して農地転用の指導を行い、今回、申請が出されたものであります。申請人は農地法の認識がなかったため、地権者から申請地を借り受ける際に地目の確認を行わず、地権者からの同意を得たことをもって今年3月から使用を開始したものであります。申請人は顛末書を提出し深く反省しており悪意はなく、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。既存の風力発電施設建設現場に隣接しており他に替え得る場所がないことから、不許可の例外の代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。</p>

	<p>番号2番と3番、同一事業であります。宗教法人の居宅兼従業員宿舎の建築を目的とする転用であります。申請人は、運営する宗教法人を訪れる方々の相談、利用の場及び従業員の宿舎、駐車場等を建築しようとするものです。申請地は300m以内に駅、役場等の公共公益的施設等があることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断させるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の昆野裕子です。5月13日、午後1時10分、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。風力発電に関わる資材置場としての一時転用で、事務局の説明どおり、何ら問題ないと確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の多田でございます。5月13日、11時半から、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名の計5名で現地を確認しております。場所につきましては、■■■そばの■■■■■■■■と■■■号線を挟みまして真向かいに位置します。昨年11月に一部の場所について現地確認をしております。今回住宅を建てようとする部分につきまして、昨年も現地調査を行っております。今回の場所につきましては長いこと住宅と住宅に挟まれた土地でございまして、昭和50年頃から田としての利用はないところです。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第11号、「令和3年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第11号、令和3年度遠野市農業委員会業務報告書について、資料に基づいて報告いたします。資料をめぐっていただきますと、遠野市農業委員会憲章を掲載しています。2枚目、3枚目には目次を掲載しております。1ページの概要から説明させていただきます。</p> <p>令和3年度においては、農業委員会制度創設70周年記念大会として「岩手県農業委員会大会」が2年ぶりに開催され、「農業施策の充実に関する要請」を決議し、岩手県知事及び岩手県議会議長へ要請した。</p> <p>一方、平成30年12月30日発効のTPP11(米国を除く日本やオーストラリア等11カ国の参加による環太平洋連携協定)、平成31年2月1日発効の日EU経済連携協定(EPA)などの多国間協定に加え、「日米貿易協定」が令和2年1月1日に発効、さらには、EUを離脱したイギリスと新たに令和3年1月に日英経済連携協定が発効さ</p>

れるなど、様々な国や地域と経済連携協定が締結されており、日本の食と農の国際化は一層進展すると予測されている。

これらTPP11、日EU EPA、日米貿易協定、日英EPA等への国内対策として、令和2年12月に内閣総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、輸出額を2025年（令和7年）には2兆円、2030年（令和12年）には5兆円を目標としている。また、「ポストコロナに向けた農林水産政策の強化」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食等の需要先が減少した農林水産業者等に対し新たな販路開拓等を促進する取組に対し支援を行うこととしている。

このような中、令和3年3月2日に新たに農業委員19名、農地利用最適化推進委員26名が選任され、「農地等の利用の最適化（①担い手への農地の利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進）」を農業委員、農地利用最適化推進委員が連携・協力し、11カ所の地域推進班ごとに農地利用最適化活動計画を作成し、現場活動等を展開した。

特に、令和2年度に策定された「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の実践では、6月に市と連携し各地区で推進班会議を開催し、農地の集約・集積に向けた取り組みを進めることを確認した。令和4年2月には各地区において地区検討会を開催し担い手のマッチングを検討することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の新たな拡大により11地区中5地区のみの開催を余儀なくされた。しかしながら、各地区において農地の集積・集約化を継続して取り組むことを確認した。

農業委員会活動では、県外での視察研修を行い、スキルアップを図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度に続き実施できなかった。そうした中、青笹地域推進班においては、一般社団法人岩手県農業会議主催の「地域農業マスタープラン実践塾の中山間コース」に参加しマスタープラン実践に向けた知識を深めた。また、全国農業新聞の普及拡大、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進に努めた。

1、農政活動の取り組み

農地利用最適化推進活動、農業施策、農業委員会の体制及び活動充実強化について、令和3年度岩手県農業委員会大会で決議し、岩手県知事等へ要請した。

また、全国農業委員会会長大会において「新たな時代の農業・農村の活性化」に向けた政策提案を（一社）全国農業会議所において意見をとりまとめ、国に対し『『地域の農地を活かし、担い手を応援する運動』により実質化された人・農地プランを実行するための申し合わせ』、『情報提供活動』の一層の強化に関する申し合わせ』を決議し要望を行った。

2、地域の農地と担い手を守り活かす運動

遊休農地の解消、農地の有効利用及び経営の高度化など、農地と担い手の問題は、地域ぐるみの実践が不可欠である。

令和2年度に策定された「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の実践として、各地区において農地の集積・集約化に向けた推進班会議を市と連携し開催し、平成30年に実施した農家意向調査で貸したい意向のあった農家への聞き取り調査を実施した。

2月にはマスタープラン地区検討会を全地区で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により5地区のみの開催となった。

3、農業者年金の加入促進

遠野市農業者年金加入推進委員会を開催し、農業委員、事務局及び農協が連携し年間を通して加入推進活動を行ったが、目標の3名には届かなかった。

12月には、岩手県農業会議及びJA岩手県中央会と共催で、待期者への年金受給に向けた相談会を開催した。

4、家族経営協定の推進

「家族経営協定推進アドバイザー」と農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員が連携して、家族全員で農業経営や生活面での役割分担について話し合い、一人ひとりの役割と責任等を明確にした取り決めについて文書化することを農家に勧めた。

農家の意欲と能力が発揮される環境の充実と農業経営の改善に資するため、家族経営協定の推進を図り、8家族が協定を締結した。

5、情報事業の推進

全国農業新聞を農業委員・農地利用最適化推進委員が年間新たに1人1部以上普及することを目標に定め、普及拡大の推進を図った。

遠野市農業委員会日より「遠野盆地」を年2回発行し、農業に関する情報発信に努めるとともに、遠野テレビのアグリガイドコーナーで農業委員会活動等を発信した。

6、農業委員会組織・活動の改革推進

農地専門委員会は、農地の有効利用、耕作放棄地の把握と解消、農業振興地域計画変更案などについて検討を行った。

農政専門委員会は、国に対する要望事項等や市農業委員会事業計画などについて協議した。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地利用最適化交付金の成果実績分については均等額を、活動実績分については実績応分額を上乗せ報酬として交付した。

続きまして、4ページです。予算の執行状況について。こちらはご覧のとおり、歳入歳出とも61,801,243円となっております。それぞれの区分はご覧のとおりです。

5ページをお開きください。会議、研修会の開催状況です。

総会については7ページの下段までです。第148回総会を令和3年4月26日に、市役所本庁舎大会議室において、議案1から議案5まで審議しました。その後も毎月25日前後に開催しております。

農地利用最適化検討会について。令和3年4月26日、本庁舎大会議室において協議しました。その後5回にわたって各議題について協議しています。

運営委員会です。令和3年4月22日、市役所本庁舎中会議室を会場に、第148回総会の議案等について協議いたしました。毎月20日前後に計12回運営委員会を開催し、各総会について協議をいたしました。

農政専門委員会についてです。令和3年7月13日に本庁舎中会議室を会場に、岩手県農業委員会大会への提案事項について等協議をいたしました。その後2回の開催です。

農地専門委員会についてです。令和3年4月19日に本庁舎大会議室を会場に菜の花、エゴマの活動について等協議をいたしました。その後3回の開催です。

家族経営協定推進会議です。令和3年7月6日に本庁舎大会議室を会場に、令和2年度活動実績について等協議をいたしました。その後2回の推進会議を開催しております。

上閉伊地方農業委員会連絡会についてです。令和3年8月20日、本庁舎大会議室を会場に、令和2年度事業報告並びに収支決算の承認について等協議いたしました。

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会及び大会参加等になります。令和3年5月19日に盛岡市の岩手教育会館を会場に、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会に出席いたしました。その後11回にわたり農業委員、推進委員が出席いたしました。それぞれ新型コロナ感染対策のため人数を調整して参加いたしました。

女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会及び活動についてです。年間を通じて、遊休農地解消事業としてエゴマ栽培の作業を実施しました。令和3年6月21日には本庁舎中会議室を会場に第1回業務検討会を開催し、活動計画の見直しについて協議しました。また、12月7日には、いわてポラーノの会設立20周年記念式典が開催され農業委員、農地利用最適化推進委員が出席されました。

13ページになります。総会別記についてです。こちらは年間を通しての農地法関係項目別処理件数を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

農地関係事業についてです。農地について、農地法許可申請処理状況については16ページ及び17ページの表1「農地法許可申請処理状況」のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。農地移動状況、農地の権利移動の実態は18ページの表2「農地移動状況」のとおりです。農地法の順守励行については、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し農地法の趣旨徹底及び順守励行に努めました。記載しておりませんが、建設業者によりまして違反転用が散見されたことから、遠野市建設業協会に文

書で周知し改良がされたところです。農地相談の実施について、農地の売買をはじめ農地に関する様々な相談に対応いたしました。

農地法第3条による賃貸借のストック面積についてです。平成29年度から記載しております。令和3年度は85件で、田については258,987㎡、1,679,487円です。畑、合計面積は記載のとおりです。

法人の農地法第3条許可申請件数についてです。令和3年度の申請件数は1件です。3,079㎡です。農地所有適格法人以外の法人の申請件数は3件で、面積は32,055㎡でした。

農地法の下限面積緩和における農地法第3条許可申請件数です。農地の権利取得は8件、面積は8,103㎡。法人の申請はありませんでした。

農地パトロールの実施についてです。7月27日に出発式を行い、7月29日から8月17日まで市内全域で実施しました。遊休農地ストック面積を確認し農家台帳システムの更新をしました。

賃借料情報についてです。地区ごとに集計し平均を算出した賃借料を令和4年2月25日に公表しました。公表値については表をご覧くださいと思います。

農地移動適正化あっせん事業。あっせん委員会を4回開催しました。詳細は表をご覧くださいと思います。

諸証明件数。農地基本台帳等謄写61件始め記載のとおりです。

16ページの表1、農地法許可申請処理状況から22ページまでは農地移動状況、農地転用許可申請に係る面積等の推移等のデータになりますので、ご覧くださいと思います。

23ページから27ページは、令和3年度農業委員会大会要請提案事項を掲載しておりますのでご覧くださいと思います。

28ページになります。農業経営基盤強化促進事業になります。農用地賃貸借等の掘り起こし活動により出し手、受け手のマッチングを行い、農用地の利用権の集積及び農業の担い手育成を図るため、利用権設定等促進事業を行いました。農業経営基盤強化促進法により権利の設定、移転計画をまとめた「農用地利用集積計画」を作成し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手への農地集積を図りました。年度別利用権設定及び所有権移転面積等は表のとおりとなります。

農地中間管理事業です。地域農業マスタープランに位置づけられた担い手農家に農地の貸し付けを行う中間管理事業により、農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を図りました。認可面積はご覧のとおりとなります。

農業労賃標準額設定です。農業労賃について、作業受委託する個別経営体や集落営農組織の安定的な経営運営を可能とし、作業を委託する農家の理解が得られる作業料金の決定が求められるため、担当関係機関との調整を行い、標準額を設定し、農家に配布しました。

中段、地域の農地と担い手を守り活かす運動です。これまで以上に地域に根差し、地域を重視し、遊休農地解消、農地の有効利用及び経営の高度化など農地と担い手の問題を解決するため、農業委員会だよりの発行やホームページの活用、農地パトロール実施や農地相談会の開催、農地の面的集積の推進や地域農業の新たなパートナーづくりの支援を行いました。

30ページになります。農家台帳等補完整備事業。事業等に対応する基礎資料の整備を行いました。

農業新聞普及拡大については農業委員、推進委員が「年間1人1部以上申し込み」を目標に推進を図りました。農業委員会だよりの発行やホームページの活用、農地パトロール実施や農地相談会の開催、農地の面的集積の推進や地域農業の新たなパートナーづくりの支援を行いました。

家族経営協定の普及活動については8世帯が締結して3月末で286世帯となっております。

32ページと33ページは農業者年金業務についてです。各種年金相談への対応、資格関係や給付関係の各種届出の処理、年金裁定請求にあたっての経営移譲手続等の指導等、適切な事務処理に努めました。新規加入推進については、「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を新たなスローガンに掲げ、農業会議が示した新規加入目標3名を達成するため、加入推進会議を開催し、農業委員会と農協が連携し加

	<p>入推進に取り組みました。しかしながら、農業者の高齢化、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい状況であったことから、結果として令和3年度の新規加入はありませんでした。詳細は表のとおりとなります。</p> <p>34ページからは参考資料で、35ページまで遠野市農業の概要についてです。36ページから38ページについては遠野市農業委員会の概要、各委員会の構成等になっております。39ページに地域推進班名簿を記載しております。</p> <p>以上で令和3年度遠野市農業委員会業務報告書の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。あくまでこれは実績に伴っての報告書でございますので。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第7】</p>
議 長	<p>日程第7、議案第12号、「農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについて」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>11ページです。議案第12号、農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについてです。令和4年4月27付けで奥友康悦委員から辞職願の提出があったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により同意を求めるものです。辞職する年月日は本日、令和4年5月25日付けであります。なお、本議案に同意された場合、奥友委員は遠野市農業委員会委員を辞職することとなりますので、同時に、会長職務代理者としての職も辞することとなります。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>前の総会招集通知は、議案第12号で農業委員会会長職務代理者辞職願に対する同意について、会長職務代理者の互選について、議席の決定について、と通知を受けているのですが、今回は農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについて、という議案ですけれども、これが変わった理由を教えてください。</p>
事務局 長	<p>今、ご質問あったとおり、当初の通知では今話されたように通知をいたしました。そのことにつきまして、会の冒頭で議案の変更ということでお知らせさせていただきましたが、正直言いまして、初めてのケースで、色々と調べていた中でそういう判断にたどり着いたということで通知を出したところです。今回直した部分につきましては、あくまでも農業委員を辞するというに伴って会長職務代理者の職も辞することになっているということですので、当初通知したものは誤りだったということでございます。以上です。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員、よろしいですか。</p>
4 番 委 員	<p>もう1回確認しますが、そうすると農業委員会の委員を辞職する場合は必ず総会の同意を得なければならないということによろしいですか。</p>
事務局 長	<p>そうです。</p>

議 長	その他、質疑ございませんか。
13番委員	13番、佐々木です。辞職の場合は総会の同意を得なければならないということですが、辞職する理由とかについてはこだわらないのですか、規制上は。本人の意思で辞せるといふことよろしいでしょうか。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	再開します。
事務局長	辞職するときには、農業委員会に関する法律の中で、辞職する場合には辞職するに値する理由がある場合、とあります。
13番委員	そうすると、値する理由というものがご報告になるべきではないでしょうか。
事務局長	辞職につきまして、辞職願の理由は一身上の都合によりという理由になります。
10番委員	休憩をお願いします。
議 長	はい、暫時休憩します。 (休憩)
議 長	再開いたします。 質疑なしと認め質疑を終結いたします。議案第12号、農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについて、ご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認め、議案第12号、農業委員会の委員の辞任につき同意を求めることについては同意することに決しました。 奥友委員の辞任が同意されたことから会長職務代理者が不在となります。お諮りいたします。この際、日程を追加し会長職務代理者を互選したいと思いますがご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	暫時休憩します。 (休憩) 再開します。
17番委員	運営方法として、この場で互選をするということよろしいでしょうか。
議 長	そうです。
17番委員	それは総会内でということでしょうか。
議 長	そうです。

17番委員	協議会とか、そういった形ではないということですか。
議長	総会協議事項となりますので。
17番委員	順番として、総会協議事項ですけれども、協議会のようなものを開催してという方法ではなくて急に総会で互選するということですか。
議長	その互選の方法はたくさんあります。指名推薦、推薦、立候補、選考委員会、そういう種類はありますけれども、それは休憩後に私の方から説明して皆さんから意見をいただくということになります。
17番委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
議長	10分間休憩します。 (休憩)
議長	再開します。 失礼いたしました。先ほど、奥友委員の辞任が同意されたことから会長職務代理者が不在となります。お詫りいたします。この際、日程を追加し会長職務代理者を互選したいと思いますがご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。
議長	【日程第8】 日程第8、会長職務代理者の互選について、事務局より説明いたさせます。
事務局長	日程第8、会長の職務を代理する者の互選について。農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき、または事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されています。選挙による方法では、公職選挙法第95条の規定により、有効投票数の最高得票者で、かつ、同条第3項により有効投票総数の4分の1以上の得票を得た者が当選人になるとされております。もう1つの方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく「指名推薦」の方法による場合であり、「特定の者をあらかじめ指名して、これを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限って、投票を用いないでその者を当選人とする」というものであります。 以上です。
議長	ただいま事務局長から説明がありましたとおり、会長職務代理者の互選方法は、公職選挙法第95条の規定による「選挙の方法」と地方自治法第118条第2項による「指名推薦」がございます。そこで、お詫りいたします。会長職務代理者の互選方法はどのようにして互選したらよろしいか、互選方法について皆様からご意見を頂戴したいと思います。指名推薦や推薦、立候補等の手法を含めてご意見を頂戴します。委員の各位のご意見をお願いします。
10番委員	10番、鈴木です。指名推薦方式がよろしいかと思えます。
議長	はい、指名推薦という声がございますが、その他ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。会長職務代理者の互選方法は選挙によらず指名推薦によることに決しました。指名推薦については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、当職において指名推薦することに決しました。会長職務代理者に佐々木義弘委員を指名推薦いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名推薦いたしました佐々木義弘委員を会長職務代理者の当選人を定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、佐々木義弘委員が会長職務代理者に当選されました。それでは、当選されました佐々木義弘委員からご挨拶をいただきます。佐々木義弘委員、お願いします。</p>
会 長 職 務 代 理 者	<p>奥友委員の辞職に伴い、会長職務代理者の推薦をいただきました。前任者の任期となりますが、職務代理者として職務を遂行してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>はい。</p> <p>佐々木義弘委員が会長職務代理者に当選されたことから、議席の変更が必要となります。お諮りいたします。この際、日程を追加し議席の変更を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
1 3 番 委 員	<p>すみません、小友地区で奥友委員が辞任になるわけですが、これについて補充とか、任期中は少ないままなのか、というところはどうか、ということはどうなっているのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>お答えします。遠野市農業委員会の規約の中では補充に関しては特に定めはございません。あるのは、それぞれ皆さんが委員に選ばれたときに補欠の委員さんがいた場合には補欠の方が補充されるという規定になっております。農業会議に確認したところ、残り任期が少ない期間であればそのまま継続する場合もあるし補充する場合もあるということです。遠野市の農業委員さんの任期はまだ2年ほどありますので、小友地区の委員さんが1人で負担がかかるので、補充するのが適しているのではないかと指導を受けていましたので、この後、公募による補充を進めていきたいと今のところは考えております。</p>
議 長	<p>13番、佐々木委員、よろしいですか。</p>
1 3 番 委 員	<p>はい。了解しました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。進めます。</p> <p>再度、佐々木義弘委員が会長職務代理者に当選されたことから、議席の変更が必要となります。お諮りいたします。この際、日程を追加し議席の変更を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	ご異議なしと認めます。
議	長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9、議席の決定を行います。議席は農業委員会会議規則第8条第1項の規定にかかわらず議長において決定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、慣例により会長職務代理者に選任されました佐々木義弘委員の議席は18番となります。なお、佐々木義弘委員の議席移動後は空席となりますのでご了承願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>佐々木義弘委員が会長職務代理者に当選されたことから、農地専門委員長が不在となります。お諮りいたします。この際、日程を追加し、農地専門委員長を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	ご異議なしと認めます。
議	長	<p>【日程第10】</p> <p>日程第10、農地専門委員会委員長の互選について、事務局長より説明いたさせます。</p>
事務局長		<p>日程第10、農地専門委員会委員長の互選について。農地専門委員会委員長の選出については、遠野市農業委員会規則第8条に専門委員会には専門委員会委員長を置く規定されています。専門委員会委員長等の選出は、専門委員会の委員から、選挙による委員の一般選挙の後総会において行うと規定されています。専門委員会委員長の選出方法でございますが専門委員会で選出いただくこととなりますので、専門委員会の皆さんは委員会を開催していただき、委員長を選出いただくこととなります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。</p> <p>事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長		<p>専門委員会で検討した内容をお伝えします。6月2日の木曜日、6時から専門委員会を開催し、6時半から総会に諮るのはいかがかというものです。</p>
議	長	<p>局長から報告がございました。6月2日、夕方6時から専門委員会。それから、6時半から総会ということで報告をいただきましたが、皆さんの方からは。</p>
委員		通知はいただけますか。
事務局		はい。

議	長	よろしいですか。
委	員	はい。
議	長	それでは、その方向で進めさせていただきます。
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	事務局から。
事	務	局長
		<p>資料1の利用意向調査後の現地確認についてです。4月の検討会でもお知らせしておりましたが、日程等設定しました。現地確認で耕作の状況等確認して、それから通知が発出されますので、ご協力お願いしたいと思います。調査内容は一緒ですけれども、中間管理機構に関する部分で、協議すべきことを勧告した遊休農地を対象に固定資産税の増税とかがありますので、留意していただきたいです。できれば、所有者さんに現地確認の際にきちんと管理していただきたいとか、そういったお願いが可能であれば是非進めていただきたいと思います。対象地区の委員さんには推進委員さんへの案内もお渡ししていただきましたので、配布と説明をお願いしたいと思います。</p> <p>資料2になります。令和4年度農地パトロールについてです。日程は1ページの下段のとおり設定いたしました。どうしても日程変更してほしいというときは、今週27日までに事務局に連絡お願いしたいと思います。簡単ですが、4年度農地パトロールについてです。</p> <p>3つ目ですが、緑色のチラシですが、エゴマの播種を5月31日に行います。午前10時から田中ナオ子委員宅で、午後1時から緑峰高校で、となっています。ご協力できる方はお願いします。</p> <p>あと、ヒマワリの種をご協力いただきましてありがとうございます。遊休農地解消ということで1袋500gに分けて準備しておりましたので、是非わが地区でやりたいというところがあれば伝えていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
1	番	委員
		<p>そのエゴマ播種に関連してですけれども、この日播種したものを各委員さんに持ち帰って育苗管理していただきたいと思いますので、軽トラで来て持って行ってもらいたいと思います。今年は農地を増やしましたので、8畝の他に上の田にも鈴木委員と佐々木美智子推進委員と佐々木恵美子推進委員と私で畝造りをしましたので、持って行っていただいて管理をしていただきたいのでよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>その他の資料の2の、農地パトロールの日程が決まりましたけれども、日程変更する場合は27日までに事務局の方に報告をお願いします。</p> <p>その他、事務局、よろしいですか。</p>
事	務	局長
		はい。
議	長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第161回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後4時閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月25日

遠野市農業委員 15番 _____

同 16番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

